

大ト協第53号  
平成30年5月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 平成30年度 アルコールインターロック装置導入促進助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では飲酒運転防止に効果がある「吹込み式アルコールインターロック装置」の取付に対し、その導入経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

### 記

1. 募集期間 **平成30年4月1日(日)～平成31年2月28日(木)**  
※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。(終了の際は**大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内)**
2. 助成額・上限台数  
1装置あたり機器の本体購入価格の1/2、最大5万円(消費税・取付工賃等は助成対象外)とし、1事業者あたり15台を上限とする。
3. 助成対象装置  
(公社)全日本トラック協会の定める装置  
別紙 平成30年度助成対象装置一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新し、トラック広報の翌月号でもご案内)
4. 助成条件(すべてに該当する必要があります)
  - 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・和泉・なにわ・堺)に導入する場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
  - 国の補助金が交付された(交付申請を行なう)機器については重複助成いたしません。

- 賃貸借・中古機器等は助成いたしません。(装置装着済中古車両の購入等を含む)
- **平成30年4月1日以降、装着・支払いをした装置を助成対象とします。(新車の場合は登録日が平成30年4月2日以降のもの)**

5. 必要書類 (郵送可)

① 平成30年度アルコールインターロック装置導入促進助成金交付申請書(兼 誓約書) (様式1)

② アルコールインターロック装置導入促進助成金申請内訳書 (様式2)

③ アルコールインターロック装置 装着証明書 (様式3)

④ 暴力団排除の誓約書 (様式4)

※平成30年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ提出不要

⑤ 請求書の写し (※新車導入に装着の場合は車両の見積書の写し)

※必ず導入機器の型式・税抜き本体価格(工賃を除く)が明記されたもの。

※領収書と金額が一致すること。(請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するように、全ての写しを添付して下さい。)

⑥ 領収書の写し(振込み明細書等でも可) または、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し

※領収日が平成30年4月1日以降のもの。(手形の場合は手形決済日が平成31年3月末までのもの) ※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい

※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。

※通帳のコピーは不可

※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。(助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可)

⑦ 装着車両の自動車検査証の写し(助成申請日において有効期限内のもの)

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて控えをお取りください。

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・車検証のそれぞれの写しは申請する助成金ごとすべてに添付してください。

6. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4033

#### 7. 注意事項

- 助成申請は、機器の装着完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会で受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会でお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。

( 様 式 1 )

平成 年 月 日  
支 部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

### 平成30年度 アルコールインターロック装置導入促進助成金交付申請書(兼 誓約書)

弊社車両に導入のアルコールインターロック装置について、下記のとおり助成金を申請いたします。また、弊社は本助成申請を行う別紙装置導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓い致します。

#### 記

1. 助成額 \_\_\_\_\_ 円 （ \_\_\_\_\_ 台分）

2. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座種別（当座・普通） 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

3. 添付書類(※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① アルコールインターロック装置導入促進助成金申請内訳書（様式2）

② アルコールインターロック装置 装着証明書（様式3）

③ 暴力団排除の誓約書（様式4）

←様式4について平成30年度、他の助成金申請等ですでに提出済の方はここにチェックを入れてください（提出は年度内一度で可）

④ 請求書の写し（※新車導入に装着の場合は車両見積書の写し、装置をリース・割賦契約の場合は装置見積書の写し）

⑤ 領収書の写し（振込み明細書等でも可）またはリース契約・割賦契約の場合は契約書の写し（契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付して下さい）

⑥ 装着車両の自動車検査証の写し

**※助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい。**

( 様 式 2 )

## アルコールインターロック装置導入促進助成金申請内訳書

	装着車両登録番号	機器メーカー名	装置名称	型式	本体価格 税・工賃抜き の価格	助成金額	装着年月日
1	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
2	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
3	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
4	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
5	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
6	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
7	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
8	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
9	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
10	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
11	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
12	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
13	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
14	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
15	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )				円	円	平成 年 月 日
						助成金額合計	円

※ 機器名称・型式等は助成対象機器一覧とおりに正確にご記入ください。

※ 助成金額は本体購入価格の1/2とし、上限は50,000円です。(請求書・見積書に明記されている金額をご記入下さい)

( 様 式 3 )

## アルコールインターロック装置 装着証明書

記入日：[平成 年 月 日]

一般社団法人大阪府トラック協会 会 長 殿  当社が下記事業者保有の下表車両に対し、下表のとおり助成対象のアルコールインターロック装置を装着(搭載)したことを証明いたします。  【導入先事業者名】(貨物運送事業者名)	【装着証明事業者】(自動車販売会社等) 所在地
	事業者名
	代表者名 <span style="float: right;">㊟</span> <span style="float: right;">※社印(個人印不可)</span>
	電話番号
	取付担当者名(連絡先担当者)

### 【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	装着機器			装着年月日
		機器メーカー名	装置名称	型式	
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日

※ ディーラー各社・自動車整備工場・販売店等に作成を依頼して下さい。

※ 装置名称・型式等は助成対象機器一覧とおりに正確にご記入ください。

※ 証明書類につき、修正液等は使用しないで下さい。

※ 原本を添付して下さい。

( 様 式 4 )

平成 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑨

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者